

第13号様式記載要領

- 1 この申請書は、法第72条の25第2項(法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。5において同じ。)又は第4項(法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。5及び6において同じ。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により確定申告書(法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。)の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。
- 2 この申請書は、法第72条の25第2項又は第4項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項又は第7項(これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に提出すること。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 「確定申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、確定申告書を提出することができる認められる日を記載すること。
- 5 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、同条第4項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。)がある通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額(同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。)及び法人税の額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を記載すること。
- 6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第72条の25第4項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人に限る。)が記載すること。